

## 年金請求書に係る金融機関の証明等の簡素化

### 【相談申出要旨】

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)には、年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記載する欄が設けられている。

年金請求書の記載上の注意書によれば、同欄を記入した後、金融機関の証明印を押してもらうか、年金事務所の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることとされている。

しかし、年金請求書の提出に当たっての負担軽減を図る観点から、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。

※ 行政相談委員法第4条に基づく行政相談委員意見が端緒

# 1 年金請求書及び共済年金請求書の様式（抜粋）

## 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

受取機関 （いずれかを選んで記入してください。）	②④ 1 金融機関 （ゆうちょ銀行を除く）	②⑤金融機関コード	銀行	②⑦（フリガナ）	本店	②⑧預金通帳の口座番号	
			金庫		支店		
		都道府県名	②⑦（フリガナ）	信連・農協		出張所	
				漁協・信漁連		本店	金融機関の証明
	②④ 2 ゆうちょ銀行 （郵便局）	②⑥支払局コード	②⑨貯金通帳の口座番号		本店 支店 本所 支所	ゆうちょ銀行（郵便局）の証明	
記号（左詰めでご記入ください。）			番号（右詰めでご記入ください。）	印			
						印	

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※「年金請求書の記載上の注意書」にある記入の際の注意事項  
「年金の受け取り先になりますので記入した後、金融機関の証明印を押してもらってください。または、年金事務所等の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることによって金融機関の証明にかえることもできます。」

# 全国市町村共済年金請求書

年金受取機関 <sup>[212]</sup> (金融機関・郵便局の いずれか一方に記入 し、年金受取機関か ら確認印を受けてく ださい)	金融機関	金融機関名	本店(所) 支店(所)	口座番号(右詰)	年金受取機関 の確認印  年金受取機関の確認印を 受けない場合は通帳の写 しを添付してください
		金融機関コード	店舗コード		
	郵便局	ゆうちょ銀行	通帳記号(左詰)	通帳番号(右詰)	

## 2 関係法令及び通知（抄）

### ○ 国民年金法施行規則（昭和35年4月23日厚生省令第12号）

（裁定の請求）

第16条 法第16条の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

八

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（口に規定する者を除く。）払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

十二 前項第八号イに掲げる者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

### ○ 厚生年金保険法施行規則（昭和29年7月1日厚生省令第37号）

（裁定の請求）

第30条 老齢厚生年金について、法第33条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

十一

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（口に規定する者を除く。）払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

九 前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

## ○ 金融機関の証明に関する取扱いについて（通知）（昭和50年11月15日庁業発第565号）

### 1 金融機関の証明について

貯金通帳の記号番号にかかる当該金融機関の証明に関する取扱いについては、裁定請求書、支払機関変更届及び未支給保険給付請求書等（以下、「裁定請求書等」という。）の様式中の「支払機関」欄に別紙一～三のとおり「金融機関の証明」欄を設け、当該金融機関の証明印を受けることとしたものであること。

### 2 裁定請求書等の点検・補正について

昭和五十一年一月一日以降において、裁定請求書等の「金融機関の証明」欄に当該金融機関の証明印がない場合は当該金融機関の証明書が添付されていない場合は次により取り扱うものとする。

- (1) 社会保険事務所（船員保険の現業を取り扱う保険課（部）を含む。）又は市町村（以下あわせて「社会保険事務所等」という。）において裁定請求書等の受付をするときに、受給権者の預金通帳等により、金融機関の名称及び預金通帳の記号番号が確認できるときは  
「金融機関の証明」欄に(確)等の表示をするとともに、確認した者の印を押印することにより取り扱って差し支えないものであること。
- (2) 上記において確認できない場合は、受給権者に当該証明の必要性を説明し、当該金融機関の証明を受けた後に裁定請求書等を提出するよう指導すること

○ 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年10月11日大蔵省令第54号）

（退職共済年金の決定の請求）

第114条 退職共済年金について、法第41条第1項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出

十三 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

○ 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年9月8日総理府・文部省・自治省令第1号）

（退職共済年金の決定の請求）

第120条 法第78条の規定により退職共済年金の決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した退職共済年金決定請求書を組合に提出

十二 振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号

### 3 厚生労働省の意見

年金請求書や未支給年金請求書等（以下「年金請求書等」という。）に記載する年金受取先金融機関については、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において「預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書」を添えなければならないとされている。

年金事務所の窓口で年金請求書等を提出する場合は、請求者に預金通帳を持参してもらうことで、本人名義の口座であること及び年金の振込が可能な金融機関・預金種別であることの確認が可能であることから、金融機関の証明書に代えることができる取扱いとしている。

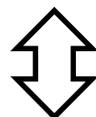
**今後、請求者の負担軽減を図るため、預金通帳の写しで上記の証明書に代えることを可能とする方向で日本年金機構と調整を進め、早急に実施までのスケジュールを提示し、取扱いを変更したいと考えている。**

## 4 今後の対応

### 厚生労働省

- 金融機関の証明に関する取扱いの変更にかかる実施スケジュール（未定稿）

区 分		事 項
22年	上旬	日本年金機構と年金局との調整(実施方法、スケジュール)
11月	中旬	年金局より日本年金機構に対し通知
	下旬	日本年金機構本部「指示・依頼等」により機構職員に周知
12月	上旬	日本年金機構において国民年金・厚生年金保険年金給付業務処理マニュアルを改訂



### 総務省

- ・ 厚生労働省の上記実施スケジュール（未定稿）の評価
- ・ 「あっせん」の必要性

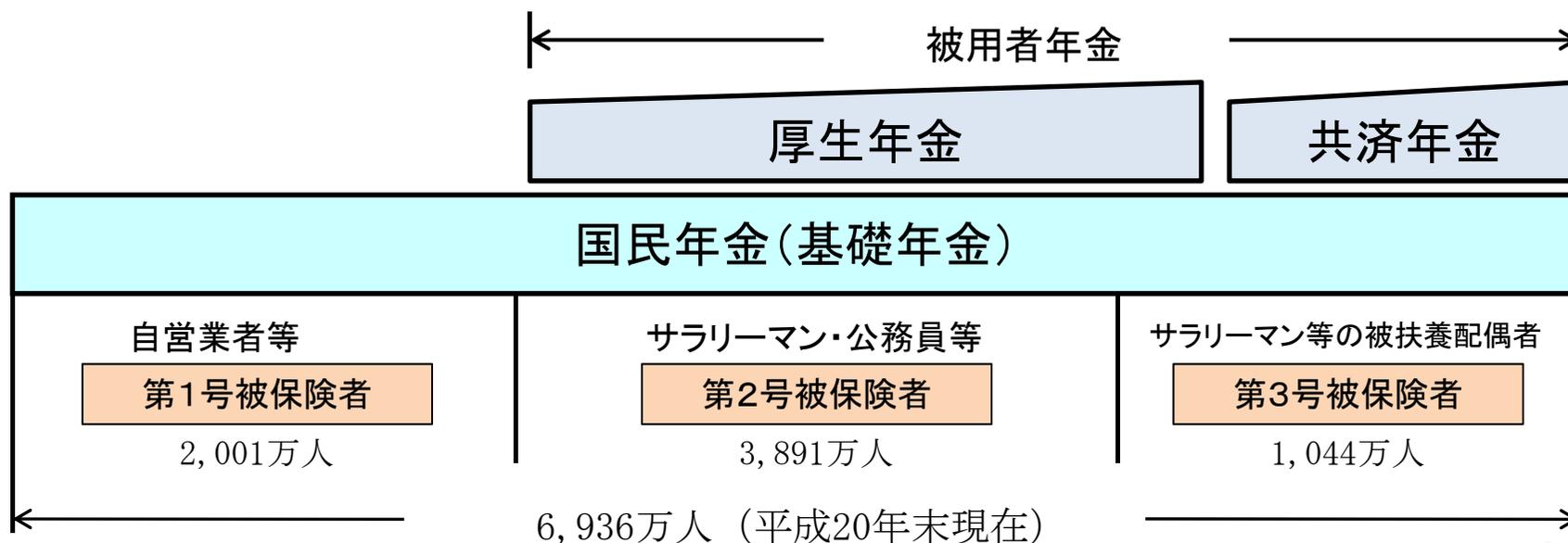
## (資料1) 年金制度の概要

### 国民年金と厚生年金等

我が国の年金制度は、国民年金から、すべての国民に共通する基礎年金が原則として65歳から支給され、厚生年金及び公務員等が加入する共済年金の被用者年金からは、基礎年金に上乗せする報酬比例の年金が支給されるという、二階建ての年金給付のしくみとなっている。

被用者年金については、従来、支給開始年齢が60歳であったことに配慮して、特例として60歳前半に定額部分(基礎年金相当)と報酬比例部分を給付する「特別支給の老齢厚生年金」又は「特別支給の退職共済年金」を支給する経過措置が設けられている。

※ 支給開始年齢は、男子は昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者、女子は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者で生年月日によって異なる。



## (資料2) 年金請求の手続き

### (1) 老齢基礎年金・老齢厚生年金請求

項目	内容
請求者	65歳到達者(老齢基礎年金) 60歳到達者(特別支給の老齢厚生年金)
請求書様式	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)様式第101号(別添資料1)
根拠	国民年金法第16条、同法施行規則第16条 厚生年金保険法第33条、同法施行規則第30条 } (別添資料4) 金融機関の証明に関する取扱いについて(通知) (別添資料5)
請求時必要書類	預金(貯金)通帳(本人名義)または金融機関の証明

※ 国民年金の新規裁定件数(平成20年度): 521,908件 / 厚生年金保険の新規裁定件数(平成20年度): 1,497,254件

### (2) 退職共済年金請求

項目	内容	
国家公務員	請求者	60歳到達者(特別支給の退職共済年金)
	請求書様式	退職共済年金決定請求書(新規用)(別添資料3)
	根拠	国家公務員共済組合法第41条、同法施行規則第104条(別添資料4)
	添付書類	記載要領において、金融機関の確認印を受けることが困難な場合は、預金(貯金)通帳の写しに代えることができますと表記
地方公務員	請求者	60歳到達者(特例による退職共済年金)
	請求書様式	退職共済年金(決定・在職一部支給・退職改定)請求書(別添資料2)
	根拠	地方公務員等共済組合法第78条、同法施行規程第120条(別添資料4)
	添付書類	請求書の年金受取機関欄において、年金受取機関の確認印を受けない場合は通帳の写しを添付してくださいと表記

## (資料3) 他制度による請求等手続き

### (1) 子ども手当

- ・ 「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」の成立  
(施行日:平成22年4月1日、平成22年度のみの時限立法)
- ・ 中学校修了までの子ども1人につき、月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給
- ・ 申請手続き:「子ども手当認定請求書」の提出(同法6条、同法施行規則第1条・様式1号)
- ・ 振込希望金融機関欄の金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義等を記入するのみで、証明印は求められていない。なお、裏面の口座確認書類(必須)の添付欄において、通帳またはキャッシュカードのコピーを貼付するよう表記

#### ※京都市の子ども手当認定請求書の例

振込希望金融機関(請求者名義の口座のみ可)

金融機関名	本(支)店名	店番号	口座番号(右つめでご記入ください)	口座名義
銀行	本店			フリガナ
信用金庫	支店		普通	
農業協同組合	出張所			

※最新の情報でご記入ください。

※普通預金の口座のみ振込可能です。 ※姓と名の間は空けてください。

※ゆうちょ銀行を振込先とする場合、「記号(5ケタ)」「番号(8ケタ以下)」のままでは振り込むことができませんので、振込用の「店名・口座番号」を記入してください。

子ども手当認定請求書の裏面にある口座確認書類の添付欄に通帳等のコピーを貼付する。

### (2) 公共料金の口座振替・カード払いによる申込

区 分	東京電力	東京ガス	東京都水道局
金融機関の証明印の有無	無	無	無
口座の確認方法	申込書に金融機関の届出印を押印	申込書に金融機関の届出印を押印	申込書に金融機関の届出印を押印

## 遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し

### 【相談申出要旨】

父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなり、市役所に申請したが、子ども2人が妻の遺族厚生年金を受給しているため、児童扶養手当は支給されないとの説明を受けた。

遺族厚生年金は2人分で月々約1万8千円であり、児童扶養手当の額(月額約4万7千円)に比べて少額である。

年金受給額が児童扶養手当よりも低額である場合には、

- ① 給付される年金額が一定額以下の場合には、児童扶養手当も併給できるようにする、
  - ② 給付される年金額と児童扶養手当との差額を支給する、
  - ③ 受給者が年金給付か児童扶養手当の給付かを任意に選択できるようにする、
- 等の改善策を講じてほしい。

# 1 申出の事例

申出人の妻は、平成16年に死亡。申出人が3人の子を養育（現在、長男は就業）。申出人は自営業で年収200万円弱。

	遺族基礎年金	遺族厚生年金	合計
夫(52歳)	対象外	対象外	217,000 (月18,000)
次男(17歳)	366,400(支給停止)	108,500	
長女(15歳)	366,400(支給停止)	108,500	
合計	0	217,000	

(注)1 申出人提出の資料に基づき、当省が作成。

2 長男も当初は次男、長女と同額を受給していたが、平成18年度末で18歳となり失権。

3 子に対する遺族基礎年金は、父又は母と生計を同一にしている場合、支給が停止される。



父子家庭は遺族基礎年金を受給できないため、受給額が低額。

※ 母子家庭には遺族基礎年金(子2人の場合、年約125万円)が支給。ただし、離婚後に父が死亡した母子家庭には遺族基礎年金の支給が停止される場合あり。

## 2 児童扶養手当の概要

### (1) 児童扶養手当の目的

一人親家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉の増進を図る

### (2) 児童扶養手当法の改正（平成22年6月）

平成22年8月分から対象を父子家庭に拡大（最初の支給は12月から）

従 来 父と生計を同じくしていない児童



改正後 父又は母と生計を同じくしていない児童

### (3) 手当支給額(月額)

児童1人の場合41,720円、2人の場合46,720円  
3人目からは、1名増えるごとに3,000円増加

### (4) 所得制限

所得に応じ、段階的に支給額を調整。

児童が2名の場合、所得95万円(収入で約172万円)以上は一部支給。268万円(収入約413万円)以上は不支給。

※所得は、収入から給与所得控除、社会保険控除等を差し引いたもの。

(例) 子が2人のケースの児童扶養手当額

	全部支給	一部支給		全部不支給
控除後の所得額	90万円	150万円	210万円	270万円
支給額(月額)	46,720円	36,580円	25,530円	0円

### 3 児童扶養手当と公的年金の併給制限

#### ○ 公的年金との併給（児童扶養手当法第4条）

次の場合には、児童扶養手当は支給されない。

- 児童が父又は母の死亡に係る遺族年金を受けられることができるとき
- 母、父、養育者が公的年金（老齢年金、障害年金、遺族年金）を受けられることができるとき



老齢年金等を受給している祖父母については、平成14年10月、祖父母等三親等以内の親族に対し、児童の生活費等を支弁する親里親制度を創設。

※行政苦情救済推進会議の議論を踏まえたあっせん(平成13年8月)に基づく措置

## 4 遺族厚生年金の概要

### 1 支給対象者

死亡した人によって生計を維持(年収が850万円未満)されていた①妻、②55歳以上の夫、③子、④55歳以上の父母等に支給

※ 子はいずれも18歳到達年度の末日に達していない者又は20歳未満の1級・2級の障害にある者

### 2 支給金額

平均標準報酬月額 × 料率 × 被保険者期間(※) × 3/4

※在職中に死亡等の場合、300月(25年)未満の被保険者期間については300月で計算

(例) 平均標準報酬月額20万円、被保険者期間300月の場合  
約32万円(年額)



死亡した者の平均標準報酬月額が低額な場合、児童扶養手当の額を下回る。

## 5 厚生労働省の意見

- 公的年金は、老齢、障害又は配偶者の死亡による稼得能力の喪失を保険事故とする所得保障であり、児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るための所得保障。
- 両給付はいずれも稼得能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有する給付であり、公的な所得保障を二重に行うことを避けるため、併給調整を実施。
- 保険料の拠出に基づく給付であり、権利性が強いと考えられる年金を優先して支給。



(続く)

○ 公的年金等の受給者に対する児童扶養手当の支給制限については、今後、他の所得保障制度における併給調整の取扱いに与える影響や必要となる財源措置などの論点に留意しつつ、改正児童扶養手当法(平成22年8月施行)の附則の検討規定に沿って、検討。

※ 附則第5条 この法律の施行後3年を目途として、(中略)支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ また、厚生労働大臣も、平成22年5月25日参議院厚生労働委員会において、同様に答弁。

- ・ 児童扶養手当と年金が両方が支給される場合は、保険料の拠出に基づく給付であり権利性が強いと考えられる年金を優先支給としているところ。
- ・ 児童扶養手当法の趣旨からしていかなるものかという御指摘はかねてからあり、いろいろな論点があるので、今後とも引き続き検討を進めてまいりたい。

# 公的病院における医療費のカードによる支払いの拡大

## 【相談申出要旨】

労災病院で診察を受けた際、会計窓口でクレジットカードでの支払いを申し出たところ当病院では、クレジットカードでの支払いはできないと言われた。

民間の病院では、クレジットカードで支払うことができるところが多くなってきており、公的な病院で利用できないのは不便である。利用者の立場に立ってクレジットカードでの支払いができるようにしてほしい。

※ 平成22年7月受付の行政相談

# 1 苦情及びあっせんの状況

- 病院での医療費の支払いを、クレジットカード又はデビットカード（以下「カード」という。）でできるようにしてほしいという苦情は、全国の管区局・事務所に寄せられている。（全国的な問題）
- これらの苦情については、これまでに、関東管区局、近畿管区局、中部管区局、石川事務所及び京都事務所が、それぞれの行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、カードによる支払い方式の導入などをあっせん。

局所名	あっせんの状況
関東管区局 (17年1月)	9国立病院を調査、未導入の5病院にあっせん
近畿管区局 (17年8月)	5国立大学付属病院を調査、苦情の対象病院にあっせん
石川事務所 (17年9月)	5国立病院等(国立病院3, 国立大学附属病院1、NTT西日本設置病院1)を調査、未導入の3病院にあっせん
京都事務所 (17年12月)	7国立病院等(国立病院4、国立大学附属病院1、通信病院1、NTT西日本設置病院1)を調査、未導入・利用を限定の2病院にあっせん
中部管区局 (22年5月)	33国立病院等(国立病院15、国立大学附属病院5、労災病院4、社会保険病院6、通信病院2、NTT西日本設置病院1)を調査、未導入6病院、利用を入院患者やクレジットカードの支払いに限定している8病院にあっせん

## 2 カードによる支払い方式導入の背景等

- 平成16年、国立病院及び国立大学附属病院では、独立行政法人等化に伴い原則現金収納とする会計法上の制約がなくなり、カードによる支払い方式の導入が可能となった。
- 上記に伴い、国立や公的病院でのカードによる医療費の支払いが拡大した。
- 最近では、自動精算機や専用電子決済端末機など会計窓口立ち寄ることなく支払いが可能システムが普及し、カードによる支払い方式の導入が容易な状況となっている。

※ 公立病院については、地方自治法が改正（平成18年）され、平成19年4月からカード会社（指定代理納付者）による立替え納付が可能となっている。

### 3 カードによる支払い方式導入のメリットとデメリット

#### 「メリット」と言われていること

##### 利用者

- ・ 現金を用意する(持ち歩く)必要がない
- ・ 院内での盗難、紛失防止、これによる被害の軽減
- ・ 会計待ち時間の短縮

##### 病院

- ・ 未収金が減少
- ・ 会計窓口の混雑軽減
- ・ 現金取扱件数・額の減少に伴う現金管理事務負担軽減

#### 「デメリット」と言われていること

##### 利用者

- ・ 利用可能の確認が必要(利用の可否、利用カードの範囲等)

##### 病院

- ・ 端末機器等の導入経費、運用費(回線料等)が必要
- ・ 利用手数料が必要
- ・ 収納が遅れる

## 4 カードによる支払い方式の導入状況

○ 国立病院、国立大学附属病院等の医療費のカードによる支払い方式の導入状況は、次のとおり。

病院の種類	導入状況（未定稿）
国立病院(143)	21病院が未導入。
国立大学附属病院(43)	全病院が導入。但し、入院患者に限定が4病院、デビットカード未導入11病院。
労災病院(32)	16病院が未導入。
社会保険病院(51)	30～35病院が未導入。
厚生年金病院(7)	5病院が未導入。
逋信病院(14)	13病院が未導入。
国家公務員共済病院(36)	15～20病院が未導入。3病院が入院患者に限定。

(注) ホームページ等に基づき、当局が作成。